

# 東大和市消防団の団員募集のお知らせ

南街・桜が丘地域防災協議会本部  
2021年04月19日

「  
現在東大和市市役所一階ロビーで、下記の「東大和市消防団の団員募集」資料が掲示されております。東大和市では第一分団～第七分団及び女性部「やまとなでしこ」で編成されておりますが、現在消防団員が不足気味の様です。東大和市在住の方でご興味のある方は是非応募をお願い致します。

詳細は下記の応募要項をご覧ください。

## 募集ポスター

**募集**

あなたが  
**必要**です!!

**団員募集 東大和市消防団**

◆入団資格  
・東大和市に在住または在勤の方  
・18歳以上60歳未満 ※性別は問いません

◆待遇  
・各種手当、公務災害補償、必要な被服の貸与、退職報償金制度あり

消防団 website  
東大和市消防団の  
情報サイトです

市役所ホームページ  
東大和市役所の  
消防団員募集ページです

連絡先：東大和市防災安全課消防係  
電話：042-563-2111（内線 1351）

応募看板

女性消防団員募集

東大和市消防団

若いあなたの力が必要です。

**消防団員募集**

『わがまちを わが手で守る 消防団』

問合せ  
東大和市総務部防災安全課  
TEL563-2111 内1351

# 東大和市消防団



## 活動紹介



# 東大和市消防団は発団 50 周年を迎えました

## 東大和市消防団の沿革 ～歴史の移り変わりとともに発展した消防団～

### 明治・大正時代

明治27年2月1日勅令第15号で消防規則が公布されると同時に消防組を創設した。

当時の東大和市は、高木村ほか5か村組合で各組合毎に器具置場を設け、9部編成で活動していた。各部は50名から60名の消防組員で組織され、組頭、小頭を配しての編成であった。この頃、出初式、機械器具の点検、火の元注意等の所行事は、すべて統一あるいは合同で行っていた。このことは、政争が激しかった6か村の合併に寄与することになったと言われている。

大正8年には6か村の合併により大和村として新発足し、それとともに消防組の組織も統合され腕用ポンプを配備するなど、時代の移り変わりに応じて装備も進化していった。大正12年の関東大震災の時は、二次火災の防止や人心の動揺防止に努めた。



腕用ポンプ

### 昭和時代 ～大和村から大和町へ～

昭和に入り、村の南部に軍需工場が設立され、その従業員の住宅が増加したことから、この地域に1個分団を設けた。昭和14年1月には、勅令第二十号により、消防組を警防団と改め、警防団長他、7階級を定め、戦時中は、防火・防災・警防に尽力した。

昭和22年4月、勅令第185号により、消防団令が公布され、同年11月に警防団を消防団と改めた。新体制は、8個分団定数480名で戦後の復興に貢献した。

その後、昭和29年4月町制施行により、大和村消防団を大和町消防団と改称し、組織を7個分団とし、定数を248名とした。



龍吐水（りゅうどすい）

### 昭和時代 ～大和町から東大和市へ～

昭和33年から、町の発展に即応した消防体制を確立するため、老朽自動車を廃止し、新車に改め、車庫兼詰所を設置し、物産両面から消防力の充実強化を図った。

昭和43年2月には、大和町の常備消防事務を共同処理するため北多摩西部消防組合を発足させた。しかし、管轄区域の市街化は進展の一途をたどり、これに対応する消防体制（広域消防）を組合消防により確立することが困難となったため、昭和49年4月に常備消防（消防団事務、消防水利の管理を除く消防業務）を東京都へ委託し、北多摩西部消防組合を解散した。

この間の昭和45年10月1日、市制施行により、大和町消防団を東大和市消防団に改め、昭和52年4月1日、団員定数を189人とし、少数精鋭化を図るとともに、昭和49年の常備消防事務の東京都への委託後においても、北多摩西部消防署と連携し、市民の生命、財産を守るために大きな役割を果たしている。



大和村消防組法被



大和村警防團法被



手動サイレン

### 昭和時代から平成・令和時代へ ～時代の変化に対応した消防団～

昭和58年には遠隔制御サイレン吹鳴装置の設置、平成17年にはポケットベルを使用した「火災等情報伝達システム」を導入するなど、火災発生時等における迅速な活動態勢の確保を図った。平成23年には、消防団員参集指令システムを導入し、北多摩西部消防署及び防災安全課から、団員個人へ火災発生等のメールが送信される体制を構築し、更なる迅速な出動体制を実現した。

平成19年4月1日、消防団の活性化、活動内容のさらなる充実及び男女共同参画の推進を図るため、東京都北多摩地区の消防団（17団）初の女性消防団員を採用（7人）した。平成20年4月には、災害時ポンプ隊、機動二輪隊及び特別活動隊の災害時三隊を発足し、これ以降、年に1回の訓練に励み、大規模災害に備えている。更に、平成23年3月1日、応急手当普及員講習を受講した約50名の団員からなる応急手当普及隊が発足された。地域の防災訓練等に消防団員が積極的に参加し、応急救護知識、技術の普及・啓発活動に努めている。

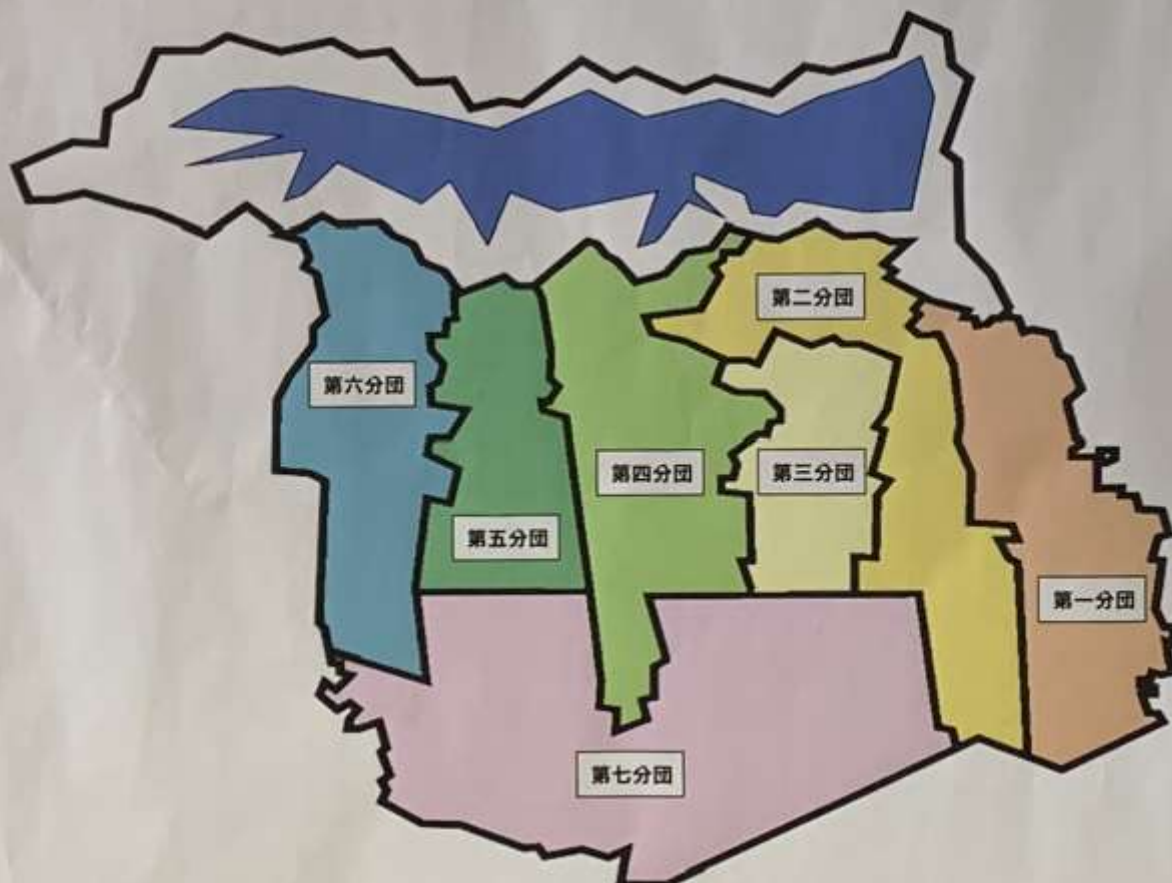
令和においては、ドローンを活用した訓練を積極的に行うなど時代の変化に柔軟に対応し、資機材も時代に対応したものへ進化し続けている。



火の見やぐらの鐘

## 各分団受け持ち区域

東大和市消防団は、消防団本部以下第一～第七までの7個分団、そして本部付きの女性部「やまとなでしこ」で編成されています。また、各分団には受け持ち区域があり、それぞれの地域で活動しています。



分団名	受け持ち区域(町名、丁目)
第一分団	清水1～6、清原1～4、新堀1～3
第二分団	湖畔1・3、狭山1～5、仲原1～3、向原1・4
第三分団	高木1～3、中央1、仲原4
第四分団	湖畔2、奈良橋1～6、中央2～4、南街3
第五分団	蔵敷1～3、立野1・2
第六分団	芋窪1～6、上北台1～3
第七分団	向原2・3・5・6、南街1・2・4・5・6、立野3・4、桜が丘1～4
その他	本部および女性部は市全域、多摩湖1～6丁目および多摩湖周辺は全分団が受け持ち

## 消防団の活動について

災害は、「いつ」「どこで」起こるかわかりません。また、都市部ではその被害がさらに大きくなる可能性もあります。地域に最も身近な防災機関である「消防団」の活動は、ますます重要になっています。この掲示板では、消防団の活動についてご紹介します。

### 「消防団」とは

消防団は、各市町村に設置される消防機関です。「わが街を災害から守る」という使命感のもと、火災や大規模災害発生時には自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした活動を行います。発災時の活動に加え、近年では防災・減災に向けた活動も増加し、平常時・非常時を問わず地域の防災リーダーとして地域住民の安全と安心を守る重要な役割を担います。



### 活動している人の一例

サラリーマン

農家

建築業

市役所職員

郵便局員

主婦

介護職員

保育士

ガス会社員

床屋

医療従事者

配送・運送業



## 活動内容

消防団は、火災や自然災害発生時に、被害を食い止めるため出動します。様々な災害に備えるため、日夜訓練に励んでいます。また、自治会との合同訓練や寺社の祭礼、お焚きあげの際の警備、小中学校に出向いての活動等、地域と関わりながら幅広い活動を実施しています。

<h3>火災</h3>	 <p>火災出動</p>	 <p>建物への放水訓練</p>	 <p>文化財防火訓練(豊鹿島神社)</p>
<h3>地震</h3>	 <p>電動工具を使った訓練</p>	 <p>重機を使用した訓練</p>	 <p>倒壊家屋からの救出訓練</p>
<h3>風水害</h3>	 <p>台風時の出動(空堀川)</p>	 <p>豪雨災害時の出動</p>	 <p>水防訓練(土のう作成訓練)</p>
<h3>地域活動</h3>	 <p>消防写真会(小学校にて)</p>	 <p>第一中学校地域防災訓練</p>	 <p>地域のお祭りへの出動</p>
<h3>その他</h3>	 <p>応急手当普及員講習会</p>	 <p>消防出初式</p>	 <p>消防操法大会</p>